

【山口県医師会主催】 医業承継セミナー

医業承継の方法と課税関係 ～第三者承継と親族内承継～



令和7年1月16日（木）

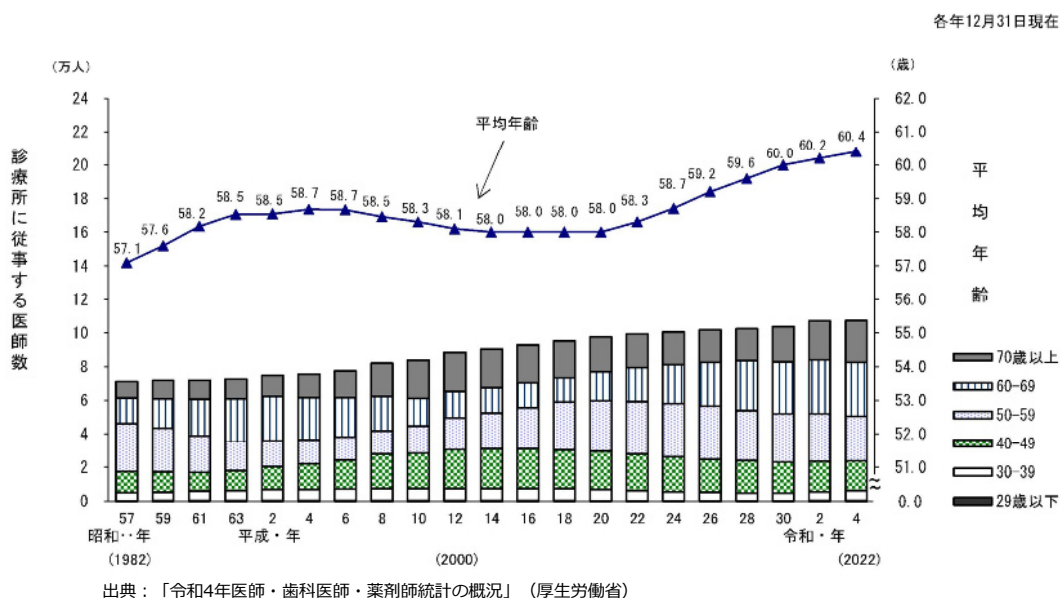
（公社）日本医業経営コンサルタント協会
山口県支部 支部長

税理士、社会保険労務士
木下 徹彦

Copyright© 木下税理士事務所 All Right Reserved

診療所の事業承継が課題に

【年齢階級別にみた診療所に従事する医師数及び平均年齢の年次推移】

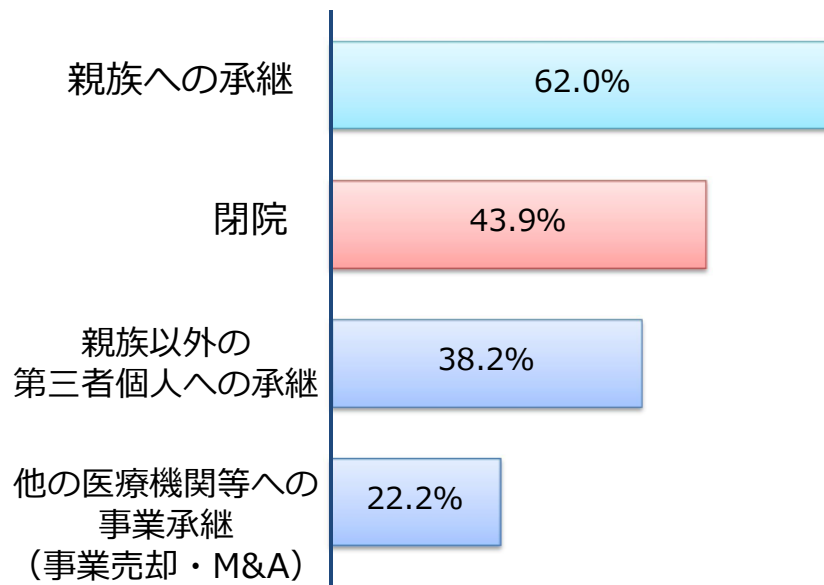


◎令和4年の厚生労働省の調査によると、全国の診療所の医師の過半数が60歳以上となっており、診療所においては事業承継が重要な課題となっています。

◎山口県においても、地域医療提供体制の確保のために、「譲りたい診療所」と「譲受を希望する医師」を支援する医業承継支援事業を開始しています。

承継プランの選択肢

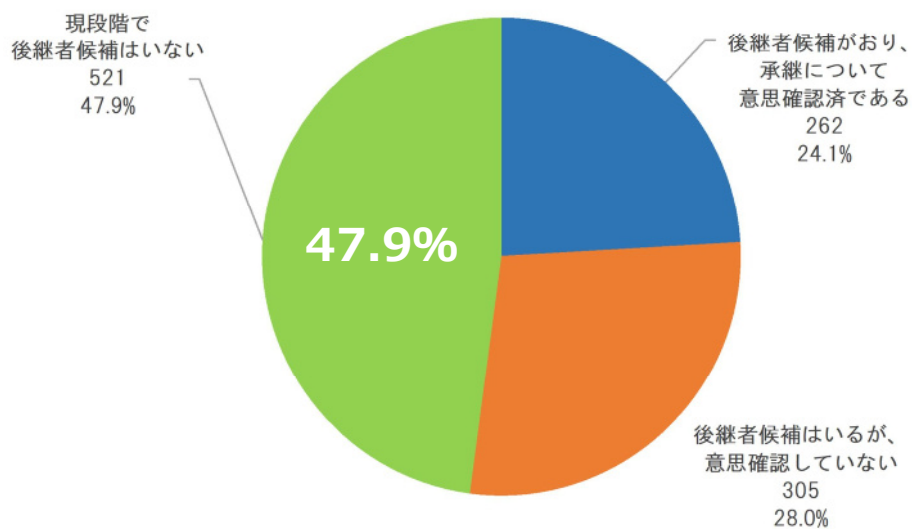
承継プランの選択肢（n = 1,088、複数回答）



出典：2020年日本医師会総合政策研究機構「医業承継実態調査」より作成

医業承継の検討のタイミング

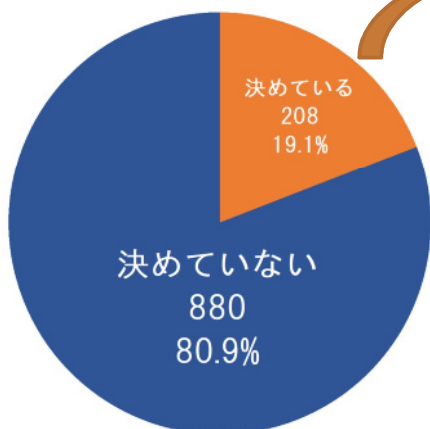
後継者候補の有無と意向確認の状況
(n=1,088)



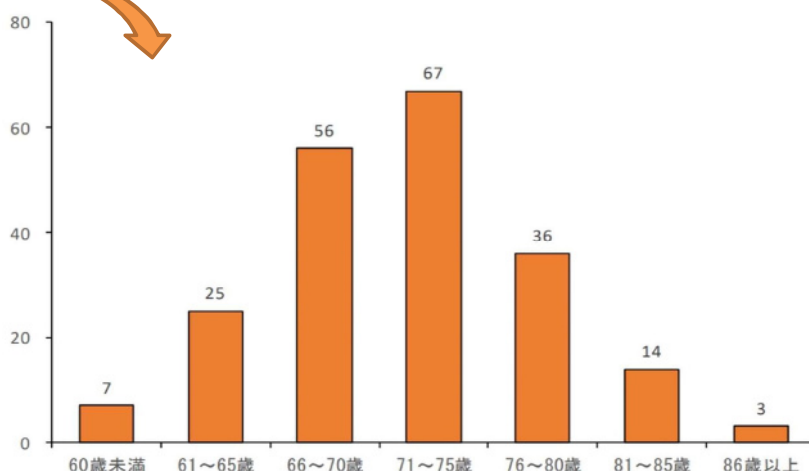
出典：2020年日本医師会総合政策研究機構「医業承継実態調査」より作成

医業承継の検討のタイミング

引退時期を決めているか
(n=1,088)



引退予定年齢の分布
(n=208)



出典：2020年日本医師会総合政策研究機構「医業承継実態調査」より作成

- ①医業承継の検討の時期は早めが望ましい
- ②親族内に後継者がいる場合には、あらかじめ話し合っておく
- ③第三者への承継を検討する場合には早めに専門家に相談を

4

承継スケジュール

例) 令和8年3月31日廃止・4月1日開設

共 通																	譲渡側				譲受側				承継
令和7年													令和8年												
	～1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月									
キーノート	承継の検討 事業計画の作成	秘密保持契約	スキームの検討	基本同意 デューデリジェンス				最終合意	従業員周知				患者周知		廃止	開設									
医院内事務																医院の売買									
保健所 厚生局						事前相談										廃止届 開設届									
医師会													近隣挨拶												
取引業者									交渉						取引終了	取引開始									
金融機関		融資相談	融資内諾	融資条件決定												融資実行									
土地建物				増改築の検討										(賃貸契約)	譲渡or賃貸										
医療機器・備品				新設医療機器の検討										片付け・整理		譲渡									
広報				広報（名刺・看板・HP）検討									ポスター掲示			HP公開									
職員				労働条件検討					説明会	承継後の勤務意思確認	新規採用募集 (不足人員分)	新規採用面接	退職	採用											
患者													周知期間												

出典：2024年村田彰「医業承継セミナー～承継の実務・生じる問題点～」より作成

5

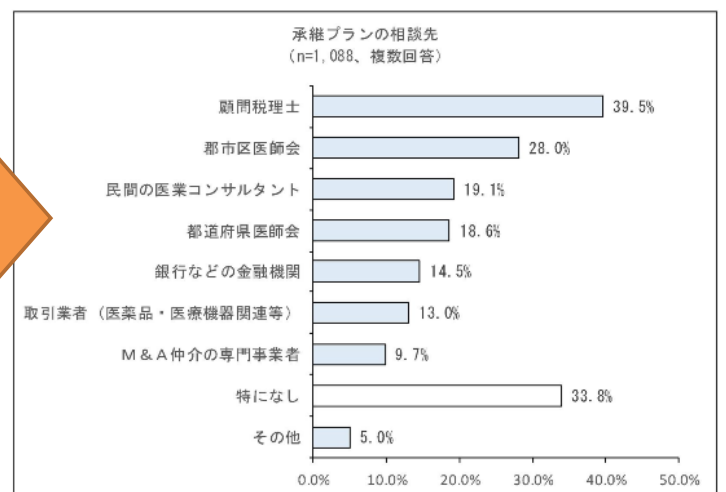
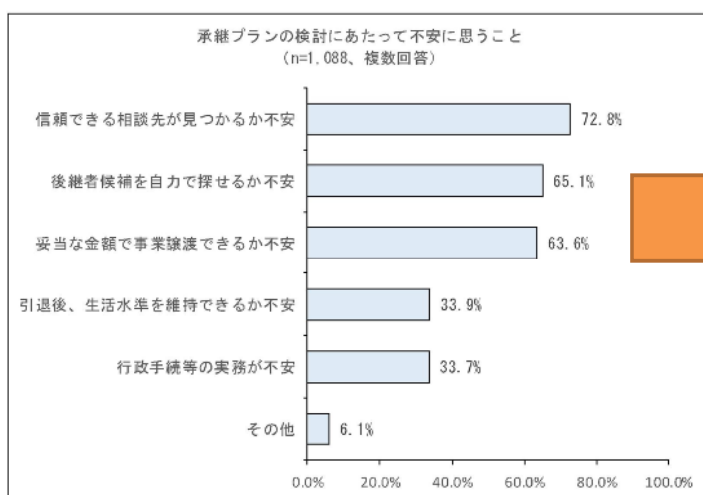
承継にあたって準備すべき主な資料

項目	必要資料	備考
概要	病医院のパンフレット・案内資料	
	定款	医療法人である場合
	登記簿謄本	//
	役員名簿	//
	社員名簿	//
	建物平面図（フロア図面）	
財務	決算書	3期分
	税務申告書一式	3期分
	勘定科目内訳明細書	3期分、医療法人である場合
	直近の税務調査関連資料	修正申告書など
	固定資産税課税明細書	最新分
	不動産登記簿謄本	不動産を所有している場合
	固定資産（減価償却）台帳	最新分
	借入金の資料	借入金返済表など
労務	試算表	当期分
	組織図	
	職員名簿	
	就業規則	正職員用、パートタイマー用
	賃金規程	
	育児・介護休業規程	
	退職金規程	
契約	賃金台帳	
	土地・建物賃貸借契約書	
	リース契約書	
	委託契約書	
	保険契約一覧	
許認可	その他経営に関わる重要な契約書	
	許認可証の写し	

出典：日本医事新報社「医業承継の教科書」より作成

6

承継プランの相談先



出典：2020年日本医師会総合政策研究機構「医業承継実態調査」

7

医業承継のメリット・デメリット



譲渡側（現院長）

メリット

- 後継者問題の解決（地域医療の存続）
- 患者さんに大きな迷惑をかけずに引退できる
- スタッフの雇用を継続できる
- 閉院するコストの負担がなくなる
- 引退後の老後資金の確保
→退職金や承継対価を受け取ることが可能
- 引退後に不動産を賃貸する場合は家賃収入を得ることができる

デメリット（リスク）

- × 承継側（後継者）によっては診療所の信頼を損なってしまう可能性がある
→信頼できる人、思いを継いでくれる後継者を探す
 - × 承継後にトラブルが生じた場合、想定外の責任を負うことがある
→最終契約において「表明保証」を行う
- ※表明保証とは「診療所が問題を抱えていないことを表明し、それが誤りであれば責任を取る」と譲渡者が宣言すること。表明保証した内容と真実が異なっていた場合は譲渡者が責任を負うことになる。

医業承継のメリット・デメリット



譲受側（承継者）

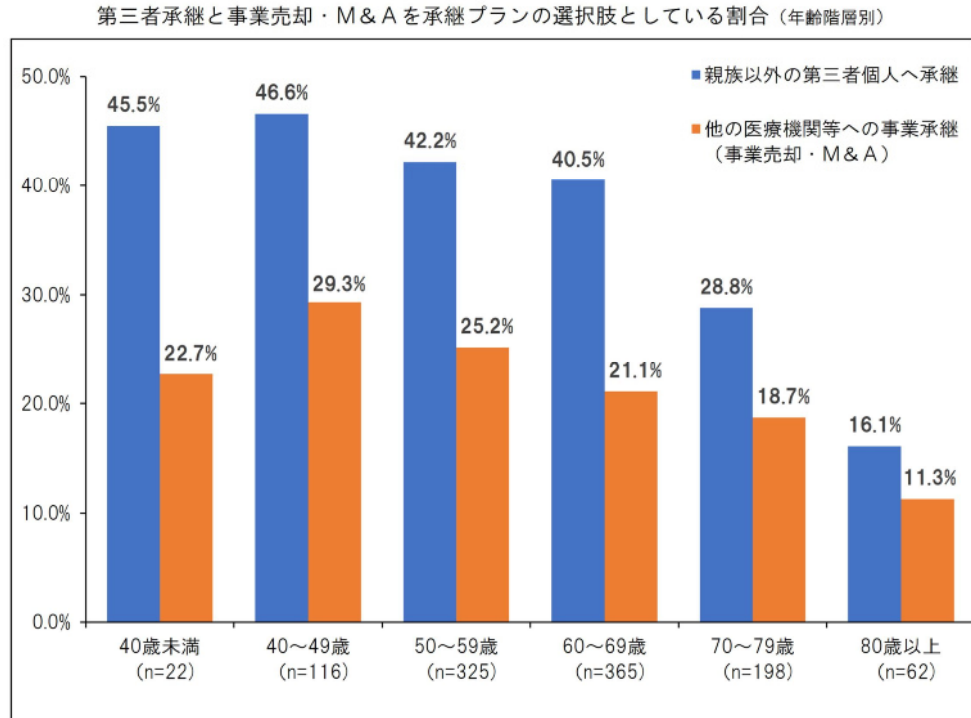
メリット

- 開業資金（初期投資）を抑えることができる
→借入金を比較的少なく始められるため、資金繰りの負担が小さい
- 既存の患者さんを引き継ぐことで、来院をある程度、最初から見込むことができる
→立ち上がり時の採算が取りやすく、早い段階での黒字化が期待できる
- 地域や患者さんを良く知るスタッフを引き継げる
→患者さんの安心感
→人手不足で採用が困難な中、一定数を確保できる
- 医療法人を引き継ぐ場合は、設立の手間が省ける

デメリット（リスク）

- × 院長自身に患者さんが付いている場合には、見込みの患者数を確保できない可能性がある
→引き継ぎ期間の重要性
- × 引き継ぐ予定のスタッフの給与が高くなっており、雇用契約を結ぶ際の障壁になる
- × 引き継いだ医療機器や設備等でトラブルが生じることがあり、場合によっては保守サービスを受けられないこともある
→陳腐化、老朽化した設備は入替が必要
- × 医療法人を引き継ぐ場合は、承継前のリスクも引き継ぐことになる

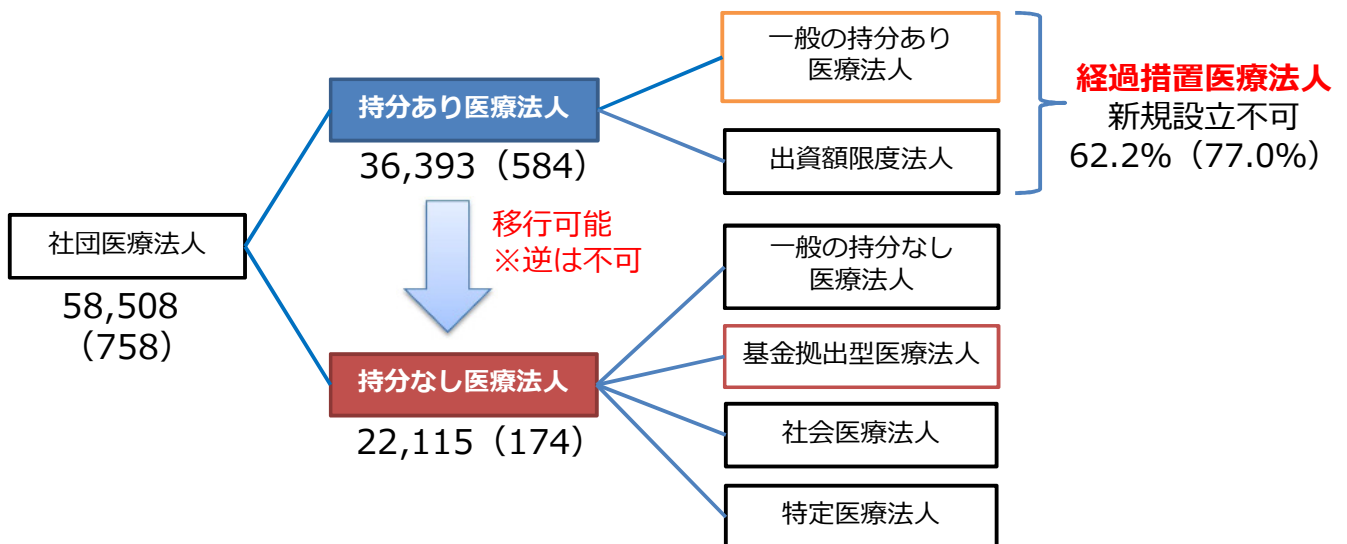
今後増加が予想される第三者への承継



出典：2020年日本医師会総合政策研究機構「医療承継実態調査」より作成

10

医療法人の種類



※数字は令和6年3月31日時点の全国の医療法人数
カッコ内の数字は令和2年3月31日時点の山口県の医療法人数

- ◎現在、新たに医療法人を設立する場合には、「持分なし医療法人」しか設立できません。
- ◎平成19年3月31日以前に設立された「持分あり医療法人」は経過措置として残っています。
- ◎「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」へ移行することができます。

11

診療所の承継の主な形態

個人診療所

①親族内承継

- (1) 生前の事業承継（資産の贈与、譲渡、賃貸借）
- (2) 相続による事業承継

②第三者への承継

- (1) 事業譲渡

医療法人

持分あり医療法人

持分なし医療法人

①親族内承継

- (1) 出資持分の移転（出資持分の贈与、譲渡、相続）
- (2) 出資持分の払戻（退社入社方式）
- (3) 認定医療法人の活用（持分ありから、持分なしへ移行）

②第三者への承継

- (1) 出資持分の譲渡
- (2) 出資持分の払戻（退社入社方式）
- (3) 合併
- (4) 事業譲渡

◎親族の中に後継者のいない診療所は、将来的にそのまま廃業するか、または第三者への譲渡のいずれかの選択を迫られますが、ドクターの中には、患者さんやスタッフのためにも、もし可能であれば承継して引退という、ハッピーリタイアを望む声が増えていると感じます。

⇒第三者への承継といってもどのような方法があるのか？税金や手続きは？？

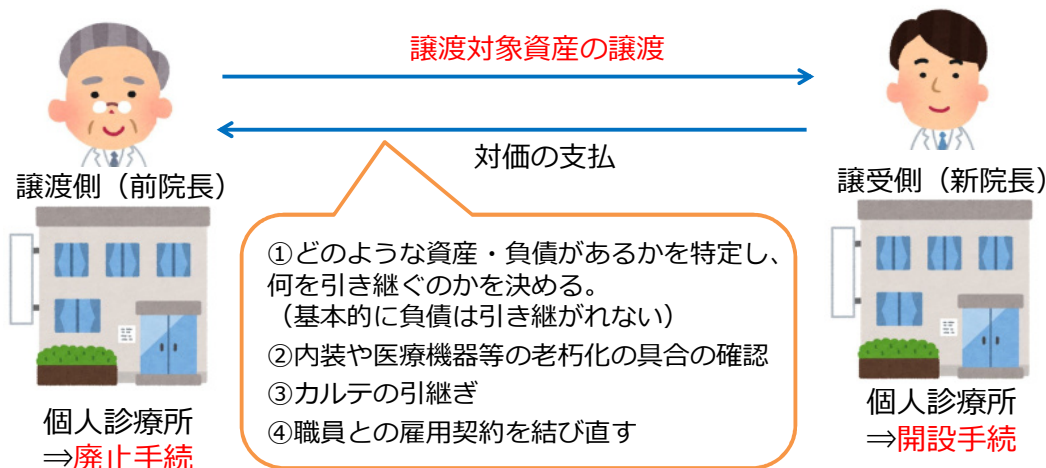
12

1. 個人診療所の第三者への承継方法

13

- ①個人診療所の第三者承継は、**事業譲渡**による承継が一般的です。
- ②個人診療所を承継する場合、その**権利義務は原則的には引き継がれず**、資産・負債や権利等はそれぞれ個別に売買を行い、また個々に契約引継ぎ等を行うことで、初めて承継したドクターの診療所に帰属することになります。
- ③事業譲渡には、個人診療所から開業希望医師への事業譲渡の他に、個人診療所から分院展開したい医療法人への事業譲渡などがあります。

【事業譲渡の概要】



事業譲渡の手続きフロー



①資産負債の特定

- ◎承継対象とする資産と負債を決定します。
 - ・資産…土地、建物、内装、医療機器、器具備品、棚卸資産等
 - ・負債…借入金、仕入債務、業者への未払金、税金・社保預り金等
(※開設者が個人の場合、基本的に負債は引き継ぎの対象外とするケースが多い)
- ◎特に不動産については、賃貸にするのか、譲渡にするのか、検討が必要です。

②譲渡価格の決定

- ◎譲渡価格は、第三者承継の場合は、**両者が合意した金額が譲渡価格**になります。一般的には、譲渡対象資産を時価評価した金額を基に検討します。
- ◎不動産を賃貸にする場合には、加えて承継後の不動産の賃貸料を決める必要があります。

事業譲渡の手続きフロー

譲渡者

譲受者



③税額計算

◎譲渡契約を締結する前に、譲渡に対する税金はいくらかかるのか、その結果、手取りはどのくらい残るのか、シミュレーションする必要があります。

◎特に譲渡後に借入金が残ってしまう場合、収入すべてを借入金の返済原資としないで納税資金を確保しておく必要があります。

④譲渡契約の締結

◎譲渡対象資産および負債、譲渡価格について、両者の合意が得られたら最終の譲渡契約を締結します。

◎通常、譲渡契約締結時に譲渡代金の決済を行い、譲受者に移転する不動産について登記します。

16

事業譲渡の手続きフロー

譲渡者

譲受者



⑤行政手続

◎**保健所**：譲受側で診療所の**開設**手続きを行います。
譲渡側で診療所の**廃止**手続きを行います。

◎**厚生局**：保健所での手続きが完了次第、保険診療を実施するために譲受側で**保険医療機関の指定申請**手続きを行います。

⑥職員の再雇用手続

◎譲受側で、職員と**新規に雇用契約**を締結します。
滞りなく事業を引き継ぐために、早い段階で、職員と面談を行い、就労に係る意思確認を行う必要があります。



17

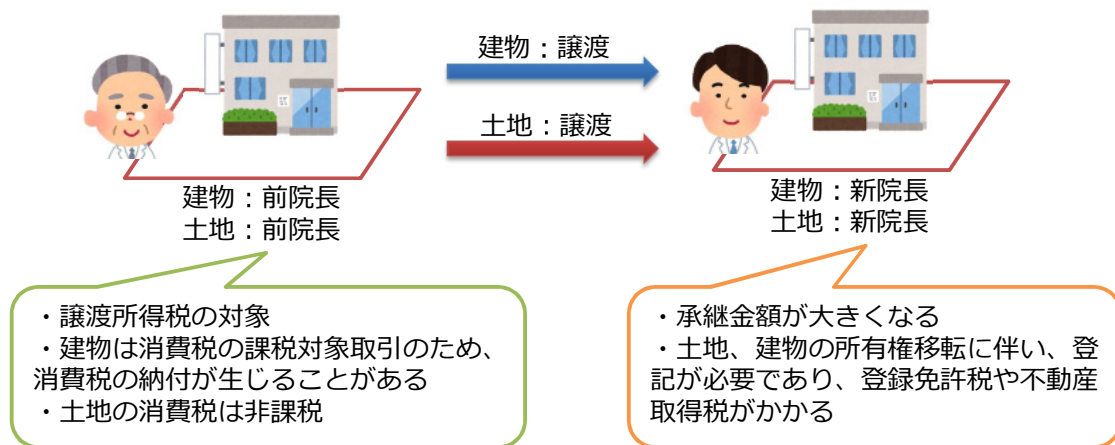
承継資産の選択

譲渡者

譲受者

- ◎ 不動産を譲渡するのか、賃貸するのかで承継金額は大きく変わります。
- ◎ 不動産の譲渡を希望する場合には、承継する側に購入の意思があるか、いくらで譲渡するかに加えて、税金を考慮して交渉する必要があります。
- ◎ 不動産の賃貸を希望する場合は、継続して賃貸収入を得られる反面、施設のメンテナンスや承継したクリニックの運営にその後も間接的にかかわっていくことになるため、それらを考慮して意思決定する必要があります。
- ◎ 医療機器、備品等については、承継する医師が引き続き使用を希望する場合には、譲渡金額が高額でない限り譲渡するケースがほとんどです。

① 診療所の土地、建物をいずれも譲渡する場合



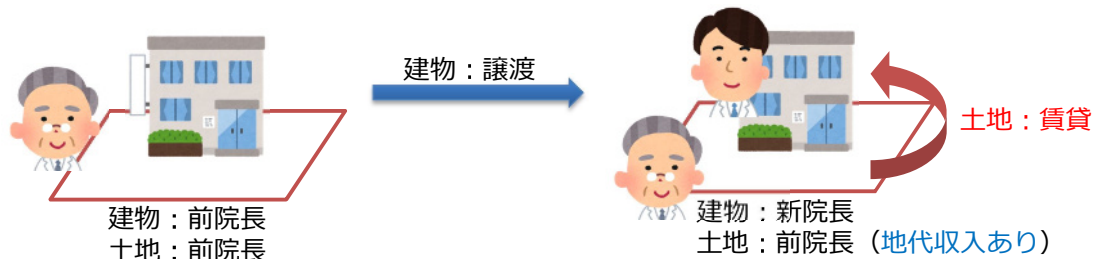
18

承継資産の選択

譲渡者

譲受者

② 診療所の建物のみを譲渡する場合（土地は賃貸）



③ 診療所の土地のみ譲渡するケース（建物を賃貸・土地を賃借）



19

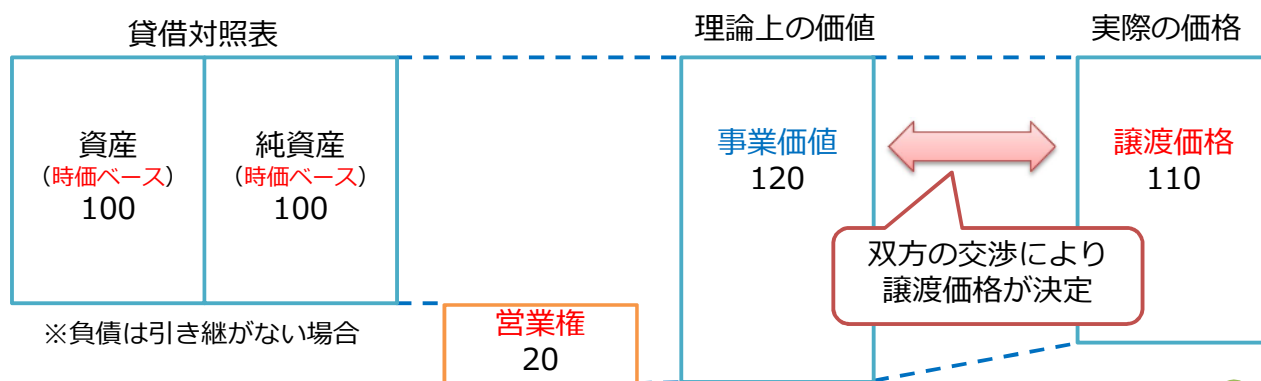
譲渡価格の決定

譲渡者

譲受者

◎譲渡価格は、最終的には、**譲渡者、譲受者の双方で合意した金額**となります。

◎その際に参考とされるのが、一般的な譲渡価格の計算方法の一つであり、診療所の承継では採用されることが多い、**時価純資産法**です。
決算日など一定時点における帳簿価額を時価に評価替えし、これに営業権（のれん）を加味して算出します。



～営業権について～

営業権とは、いわゆるのれんのことであり、その診療所が、他の同規模・同診療科目の診療所と比較して高い収益力を有する場合の、将来の超過収益力に対する対価を意味します。営業権の算定方法には様々な考え方がありますが、必ずしも譲渡金額に含まれるわけではありません。

20

事業譲渡の税務上の取扱い

譲渡者

<譲渡者の課税関係>…譲渡する資産の種類によって所得の区分が異なります

◎**不動産（診療所の土地、建物）**…不動産を譲渡した場合には、他の所得とは区分する**分離課税の譲渡所得**となります。不動産の所有期間に応じて、譲渡金額から取得費と譲渡費用を差し引いた譲渡益部分に税率をかけ、譲渡所得税を計算します。

譲渡所得 = 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用)

分離課税の区分	所有期間 (譲渡した年の1月1日時点)	所得税（住民税）の税率
短期譲渡所得	5年以下	一律30.63% (9%)
長期譲渡所得	5年を超えるもの	一律15.315% (5%)

◎**医療機器などの動産**…譲渡益部分が**総合課税の譲渡所得**となり、給与や事業等の他の所得と合算して所得税を計算します。通常は、帳簿価額（取得価額 - 減価償却費）相当額を譲渡対価として設定するケースが多く、その場合には譲渡所得は発生しません。

◎**営業権**…**総合課税**の譲渡所得となります。総合課税の譲渡所得は次の算式で計算し、期間が5年超の長期譲渡所得の金額はその2分の1が総合課税の対象となります。

譲渡所得 = 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額50万円

◎**棚卸資産**…商品や医薬品など棚卸資産を売却した場合には、事業活動の一環として捉えられますので、**事業所得**として課税されます。

21

事業譲渡の税務上の取扱い

譲渡者

<事例>

譲渡対象資産	帳簿価額	譲渡価額	備考
診療所建物	5,000万円	4,500万円	所有期間5年超で 長期譲渡
診療所土地	2,500万円	3,500万円	
医療機器	1,000万円	1,000万円	
営業権	—	1,000万円	営業期間5年超
合計	8,500万円	1億円	

※譲渡費用は
ゼロとする

<譲渡者の課税関係>

◎譲渡所得（分離課税）

…土地・建物は $(4,500万円 + 3,500万円) - (5,000万円 + 2,500万円) = 500万円$
 $500万円 \times 20.315\%$ (所得税15.315% + 住民税5%) = 1,015,750円

◎譲渡所得（総合課税）

…医療機器は、帳簿価額と譲渡価額が同額であり、課税なし

…営業権は $(1,000万円 - \text{特別控除} 50万円) \times 1/2 = 475万円$ を他の所得と合算して課税

※消費税…資産の譲渡（非課税取引となる土地や有価証券などの譲渡は除く）は、消費税の課税対象となりますので、消費税の課税事業者の場合は、自由診療等の課税取引と合わせて消費税を納付する必要があります。

そのため、個々の資産につき対価の額が不明な場合には時価により按分する必要があります。

22

事業譲渡の行政手続き

譲渡者

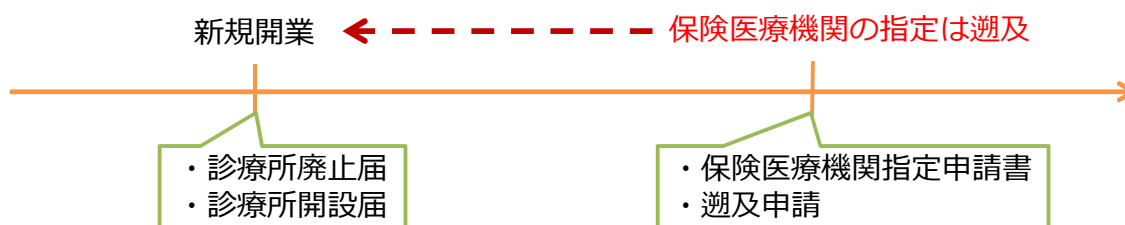
譲受者

◎事業譲渡の場合、診療所に帰属する許認可等の権利義務は、譲受者に引き継がれないため、譲渡者で診療所を廃止し、譲受者で診療所を開設する手続きが必要となります。また、保険医療機関の指定申請に関しても同様です。

所管庁	譲渡者	譲受者
保健所	診療所廃止届	診療所開設届
地方厚生局	保険医療機関 廃止届	保険医療機関 指定申請書

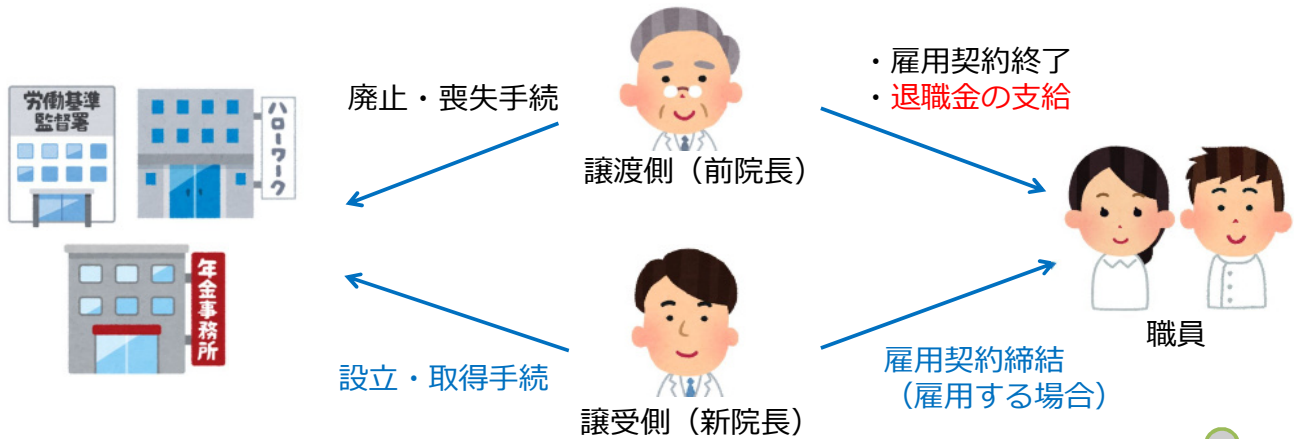
◎譲受者が診療所開設届を提出した後、保険診療を行うために、保険医療機関指定申請書を提出しますが、その指定がおりるまでに、2週間から1ヵ月の期間がかかります。

この間、保険診療ができないこととなりますが、保険医療機関指定申請書と同時に「遡及申請」を提出し、遡及が認められれば、その開設日に遡って保険診療報酬の請求ができることになっています。⇒要件について、保健所、厚生局との事前の協議が重要



23

- ◎事業譲渡の場合、承継時にそれまでの雇用関係は終了し、新規雇用契約の締結が必要になります。
- ◎雇用契約終了に伴い、給与、退職金支給等を終わらせる必要があります。
- ◎労災保険・雇用保険、社会保険は、事業所を廃止し、新規設置することになります。



～留意点～社会保険対象の職員が5名未満の個人開設の診療所の場合は、社会保険の強制適用事業所ではないので、「任意適用」の手続きが必要になります。年金事務所が手続きを承認した日から社会保険が適用されるため、承継する職員が「無保険状態」になるリスクがあります。
⇒社会保険の喪失手続きを行わず、「事業主変更手続き」として処理することで、「無保険状態」を回避することができます。

2. 持分あり医療法人の 第三者への承継方法

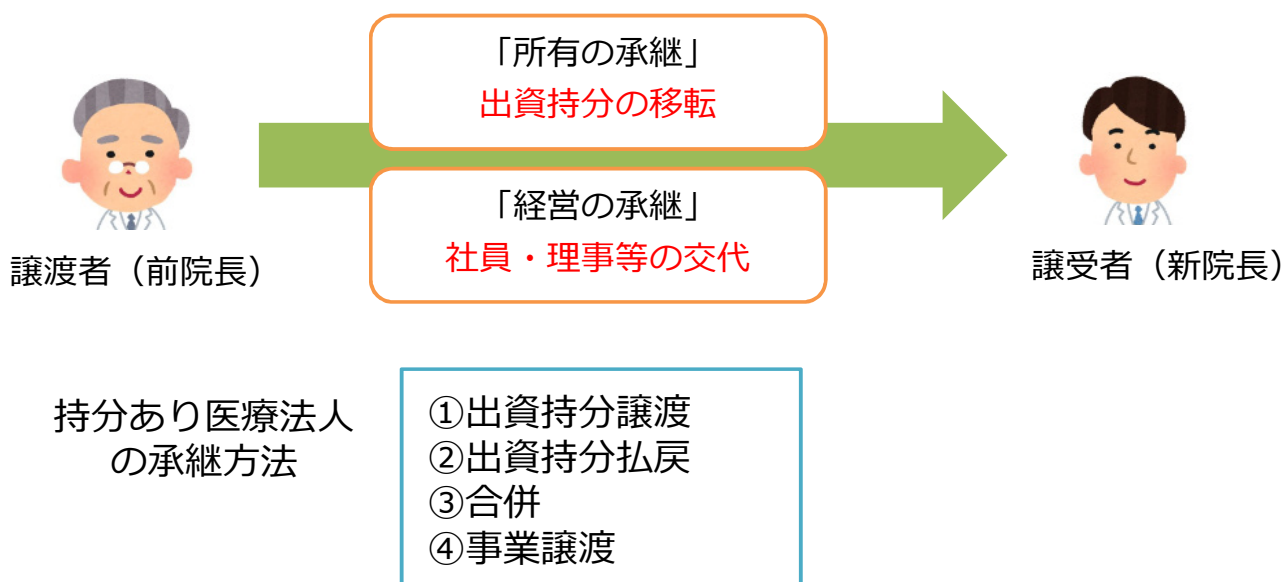
持分あり医療法人の承継方法の概要

譲渡者

譲受者

◎持分あり医療法人の承継とは、所有（出資持分）の承継と経営（社員の地位、理事長の職位）の承継をもって完結します。

◎持分あり医療法人の第三者承継の主な方法は、出資持分譲渡、出資持分払戻、合併、事業譲渡の4つですが、一般的に**出資持分譲渡**や**出資持分払戻の方法が採用されることが多い**です。

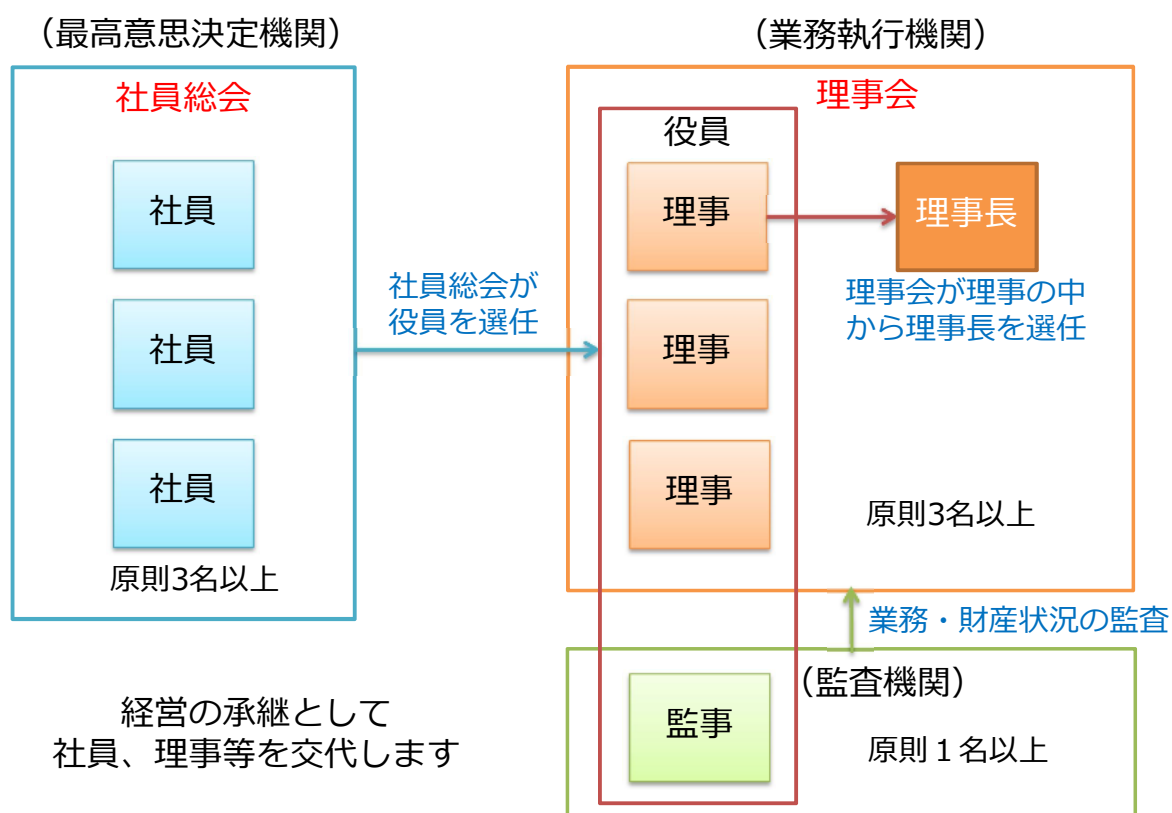


26

医療法人の経営権（持分あり・なし共通）

譲渡者

譲受者



27

出資持分譲渡の概要

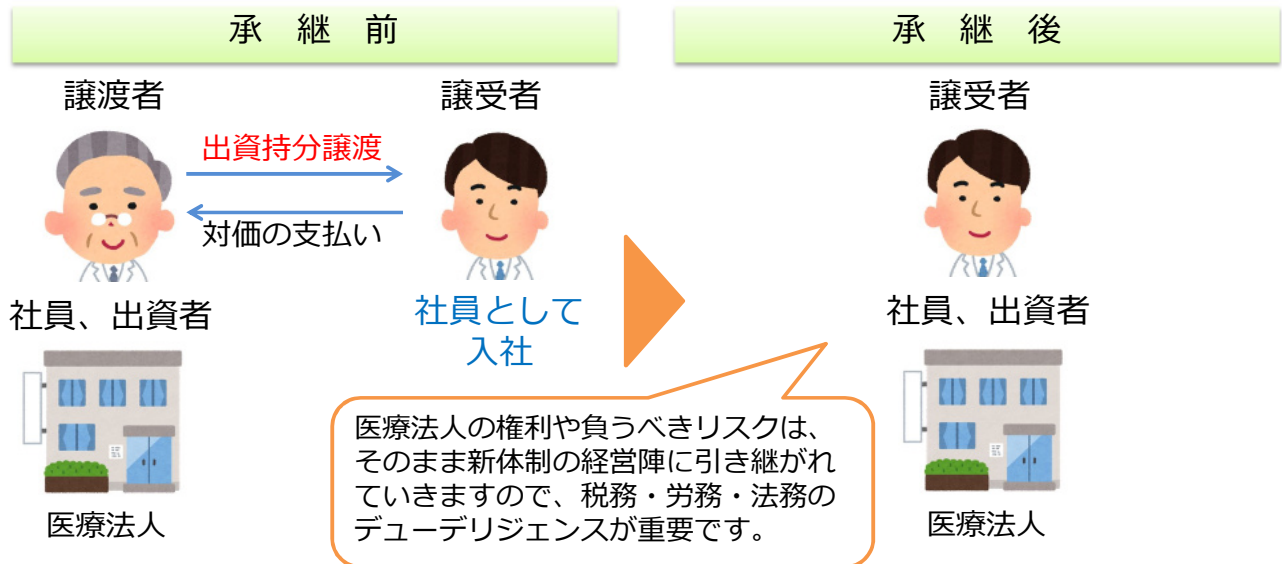
譲渡者

譲受者

◎出資持分譲渡は、譲受側が予め社員として入社し、譲渡側の社員が医療法人の出資持分を譲受側に譲渡する方法です。

◎医療法人の出資持分譲渡の可否については、医療法上明文規定はありませんが、医療法人の社員間の出資持分譲渡は認められています（昭和57年6月28日地裁判決）

◎出資持分譲渡は、持分あり医療法人の第三者承継において、最も活用されている方法です。



28

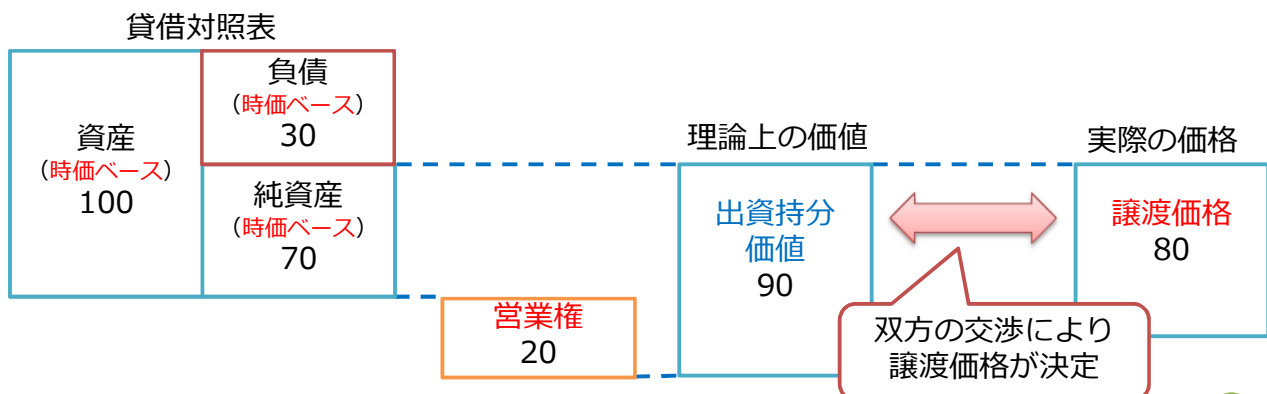
出資持分の譲渡価格の決定

譲渡者

譲受者

◎譲渡価格は、最終的には、**譲渡者、譲受者の双方で合意した金額**となります。

◎その際に参考とされるのが、**時価純資産法**で、開設者が医療法人の場合、決算日など一定時点における貸借対照表の帳簿価額のうち、資産・負債を時価に評価替えし、これに営業権（のれん）を加味して算出します。



☆帳簿価額と時価とで乖離が生じやすい項目、論点となりやすい項目

- ・医業未収入金の中で回収不能なもの
- ・土地や建物の時価（⇒不動産鑑定評価を活用することも検討）
- ・職員の退職金、保険積立金、リース資産など

☆営業権を評価するのは、患者さんの引継ぎが期待できることが前提になることが多い。

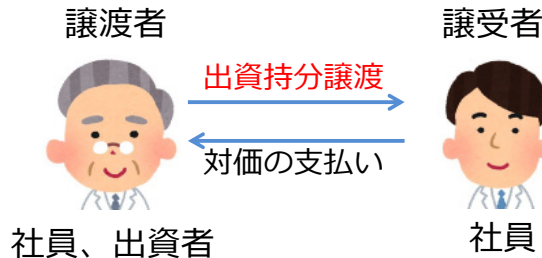
29

出資持分譲渡の課税関係

譲渡者

譲受者

◎個人の出資者が出資持分を譲渡した場合、株式等に係る譲渡所得として、**税率20.315%（所得税・復興特別所得税15.315%、住民税5%）**が課税されます。（※給与所得や不動産所得等の他の所得とは区分して課税）



通常、譲受者は個人で出資持分を譲り受けるため、そのための資金を個人で調達する必要があります。

この出資持分の取得・保有にかかる税金は生じません。

譲渡所得 = 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡に要した費用)

税額 = 譲渡所得 × 20.315%

例) 当初500万円出資した医療法人の出資持分を2,000万円で譲渡し、譲渡費用が50万円の場合
⇒ 2,000万円 - (500万円 + 50万円) = 1,450万円 1,450万円 × 20.315% ≒ 294万円

※医療法人の出資持分以外の他の株式等に係る譲渡損失がある場合には、その損失を出資持分譲渡に係る売却益から控除することができます（**損益通算**）。

30

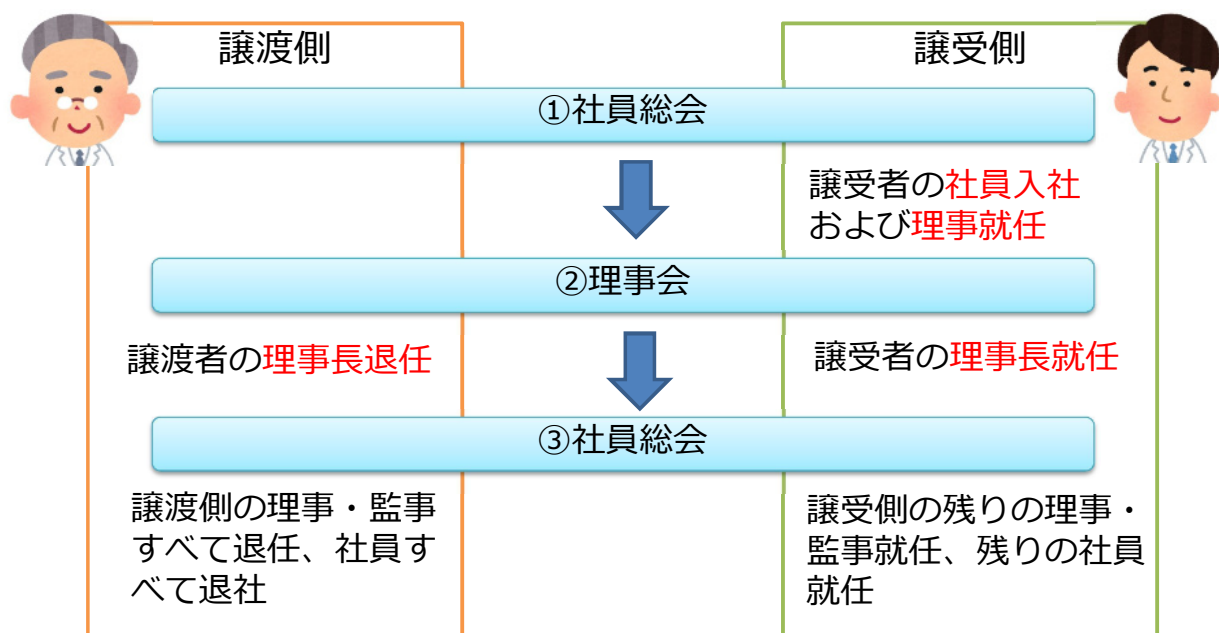
出資持分譲渡 ～社員変更・役員変更手続～

譲渡者

譲受者

◎出資持分を譲渡する場合、譲受側が予め社員として入社し、譲渡側の社員が、医療法人の出資持分を譲受側に譲渡する必要があります。

◎医療法人で必要な手続きは、社員の退社・入社、役員の退任・就任、理事長の選任です。一般的な流れは以下のとおりです。



31

出資持分譲渡 ～行政手続・税務手続～

譲渡者

譲受者

◎出資持分の譲渡についての行政手続は必要ありませんが、役員の変更や管理者の変更等に伴う届出等の行政手続が必要です。

◎医療法人の代表である理事長の変更に伴う税務手続が必要です。

【主な行政手続】

項 目	提出先	期 限
役員変更届	都道府県	役員変更後遅滞なく
理事長変更登記申請	法務局	理事長変更後2週間以内
診療所開設許可事項一部変更届	保健所	管理者変更後10日以内
保険医療機関届出事項変更届	厚生局	理事長・管理者変更後遅滞なく
登記完了届	都道府県	理事長変更登記完了後遅滞なく

【主な税務手続】

項 目	提出先	期 限
異動届出書	税務署	理事長変更後速やかに
異動届出書	県税事務所 市役所	理事長変更後速やかに

☆出資持分の譲渡の場合、医療法人格ごと譲受者に移転するため、個人診療所の事業譲渡のように、診療所の廃止・開設等の煩雑な手続きは必要ありません。

32

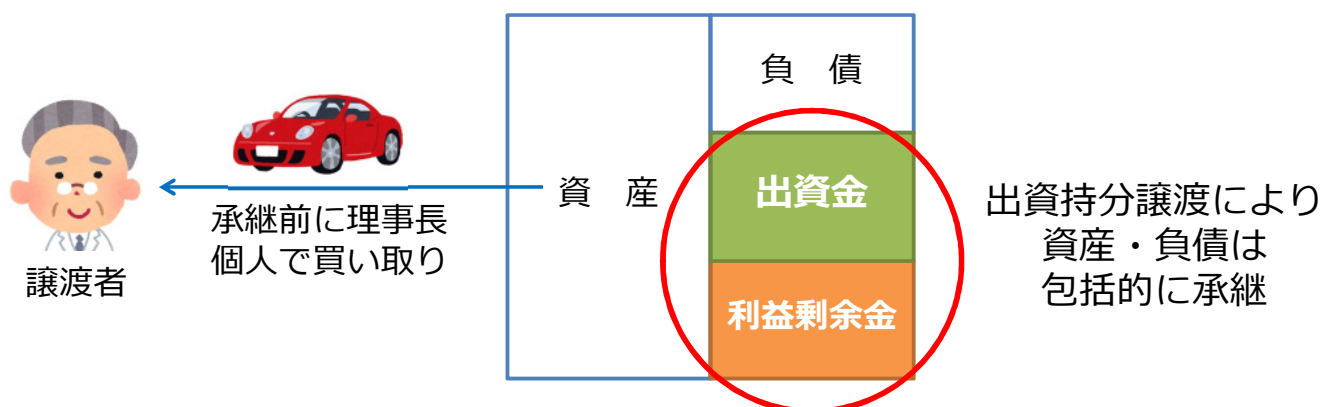
出資持分譲渡 ～承継対象資産～

譲渡者

Q.医療法人を第三者へ承継する際、承継対象となる財産の選択は可能でしょうか？

A.医療法人が所有している資産、負債は**出資持分を通じて、包括的に承継**することになります。そのため、医療法人所有の財産を個別に譲渡するかしないかを選択することはできません。

ただし、医療法人所有の資産で、土地や車など譲り渡したくない財産がある場合には、**事前に理事長や理事など、個人が買い取り等に対応することは可能**です。そのため、必要なものがあるかどうか、医療法人の所有財産を整理しておく必要があります。



33

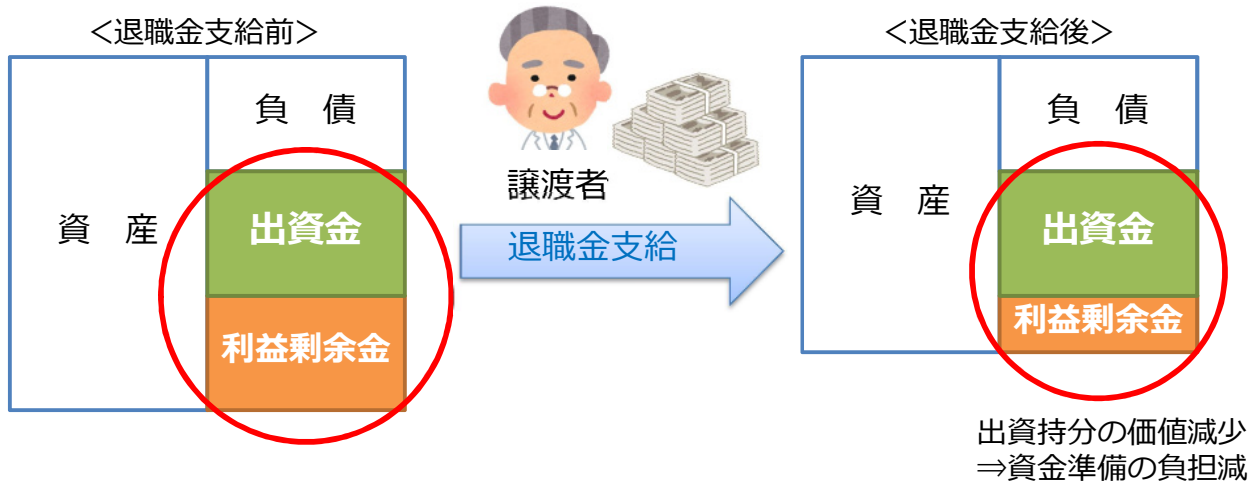
出資持分譲渡 ～役員退職金の支給～

譲渡者

Q.医療法人を第三者に承継してもらうことになりました。役員を退職することになりますが、役員退職金の支給を受けることができるのでしょうか？

A.役員退職金を受け取ることができます。この場合、役員退職金の支給後の出資持分の価値が第三者承継における譲渡対価となります。

承継者は、出資持分を買い取る資金を個人で準備する必要がありますが、役員退職金の支給により、出資持分の価値が下がるため、資金を準備する負担が減るメリットがあります。



34

出資持分譲渡 ～役員退職金の課税関係～

譲渡者

◎個人の課税関係…退職金は、給与所得等の他の所得とは分離して計算します

【役員退職金の一般的な算定方法（功績倍率法）】

役員退職金 = 退職時の適正な役員報酬月額 × 勤続年数 × 功績倍率

【退職所得の計算方法】

退職所得 = (退職金 - 退職所得控除額) × 1/2

※勤続年数5年以下の役員等については、1/2課税の適用対象外

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円 + 70万円×（勤続年数 - 20年）



退職金は
税制上
優遇されて
います

◎医療法人の課税関係

…役員退職金として相当と認められる金額は、法人税の計算上損金に算入できます。ただし、**不相当に高額な部分は損金として認められません。**

⇒不相当に高額かどうかの判断は、役員在籍年数、退職の事情、他の同種同規模法人等の水準を総合的に勘案して行われます。一般的には、功績倍率法によって計算が行われますが、金額の合理性について説明できるよう準備が必要です。

35

- ◎出資持分譲渡の税率は20.315%であるのに対し、
 役員退職金は、支給額により税率が約7.5%～27.9%となります。
 (所得税5.105%+住民税10%)×1/2≒7.5%
 (所得税45.945%+住民税10%)×1/2≒27.9%

⇒役員退職金に係る税率と出資持分の譲渡に係る税率を考慮し、役員退職金と出資持分の譲渡対価の手取り総額を検討します。

【事例】：勤続年数20年の理事長（出資者）が第三者承継する場合
 出資持分の当初出資額1,000万円 退職金と出資持分対価の合計を1億円と仮定

(単位：万円)	ケース①	ケース②	ケース③
退職金	8,000	5,000	2,000
出資持分対価	2,000	5,000	8,000
退職金手取り	6,455	4,218	1,861
出資持分譲渡手取り	1,797	4,187	6,578
手取り合計	8,252	8,405	8,439

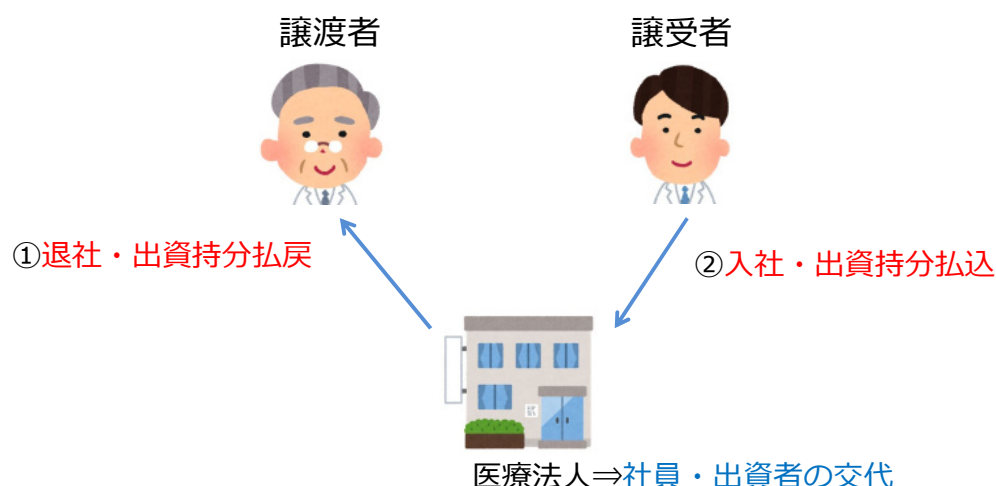
※役員退職金が生じた場合には、出資持分の価値が下がりますので、譲受者にとっては、買取資金の準備の負担が減るメリットがあります。そのため、最終的には、譲受者の負担も考慮して決定します。

出資持分払戻（退社入社方式）の概要

持分あり医療法人
の承継方法

- ①出資持分譲渡
- ②出資持分払戻
- ③合併
- ④事業譲渡

◎出資持分払戻は、譲渡側の出資社員が退社に伴い、出資持分も払戻しを受け、その後、譲受者が改めて出資し、社員となることで出資持分の移転を行う方法です。

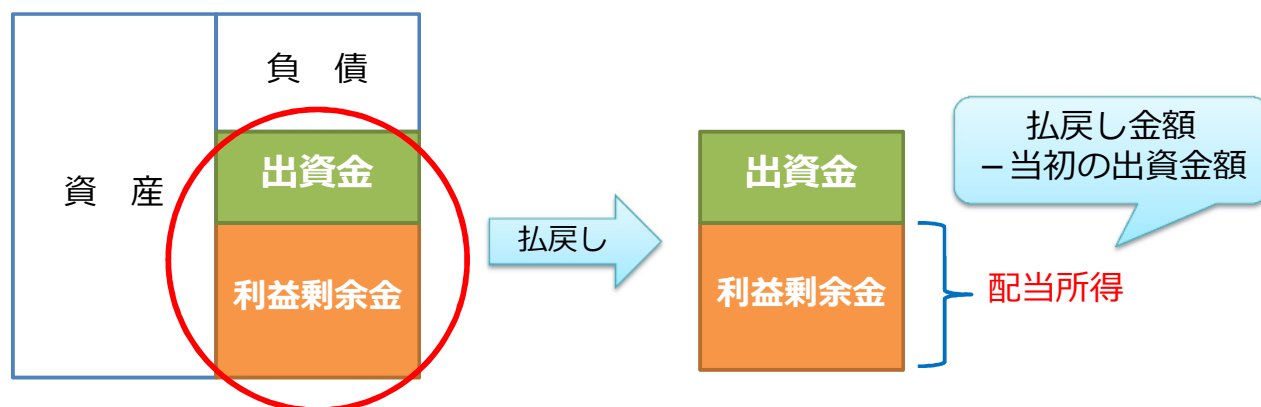


出資持分払戻の課税関係

譲渡者

◎譲渡側の出資社員は、社員の地位を退社する際、出資持分に応じた払戻しを受けることができますが、払戻しの金額と当初の出資金額の差額については、**配当所得として課税**されます。

◎この場合、配当所得は、給与等の他の所得と合算されますので、超過累進税率が適用されます（所得税5.105～45.945%、住民税10%）。



☆出資持分譲渡と出資持分払戻は、譲渡者に対する税金が異なります。一般的には、出資持分譲渡の方が手取り額が多くなり、有利なケースが多いですが、どちらの方法を採用するかシミュレーションが重要となります。

38

出資持分払戻 ～行政手続・税務手続～

譲渡者

譲受者

◎出資持分払戻についての行政手続は必要ありませんが、役員の変更や管理者の変更等に伴う届出等の行政手続が必要です。

◎医療法人の代表である理事長の変更に伴う税務手続が必要です。

◎**出資持分払戻についての支払調書等の税務署への届出が必要**です。

【主な行政手続】

項 目	提出先	期 限
役員変更届	都道府県	役員変更後遅滞なく
理事長変更登記申請	法務局	理事長変更後2週間以内
診療所開設許可事項一部変更届	保健所	管理者変更後10日以内
保険医療機関届出事項変更届	厚生局	理事長・管理者変更後遅滞なく
登記完了届	都道府県	理事長変更登記完了後遅滞なく

【主な税務手続】

項 目	提出先	期 限
配当等とみなす金額に関する支払調書	税務署	支払確定日から1ヵ月以内
異動届出書	税務署	理事長変更、出資金等を異動した場合に速やかに
異動届出書	県税事務所 市役所	理事長変更、出資金等を異動した場合に速やかに

39

持分あり医療法人 の承継方法

- ①出資持分譲渡
- ②出資持分払戻
- ③合併
- ④事業譲渡

③合併

合併とは、2つ以上の医療法人が結合して、1つの医療法人になることです。医療法人の合併手続きは、[都道府県知事の認可が必要](#)です。

合併後、存続する医療法人または新設の医療法人は、合併により消滅した医療法人の権利義務を包括的に承継することになります。

④事業譲渡

事業譲渡とは、譲渡者が運営する医療機関を他の医療機関が譲り受けることにより行われ、譲渡対象となる資産から負債を引いた金額が譲渡対価となります。複数施設を運営している医療法人や別の場所へ移転開設を予定しているケースなどで、運営主体の医療法人はそのまま残し、クリニックの施設のみを譲渡することが考えられます。

事業譲渡により、第三者承継が行われた場合、医療機関の開設主体が変わるため、[譲受者は新たな医療機関の開設者となり、都道府県や保健所、厚生局に新規開設の手続きが必要](#)です。

40

3. 持分なし医療法人の承継方法

持分なし医療法人の承継方法の概要

譲渡者

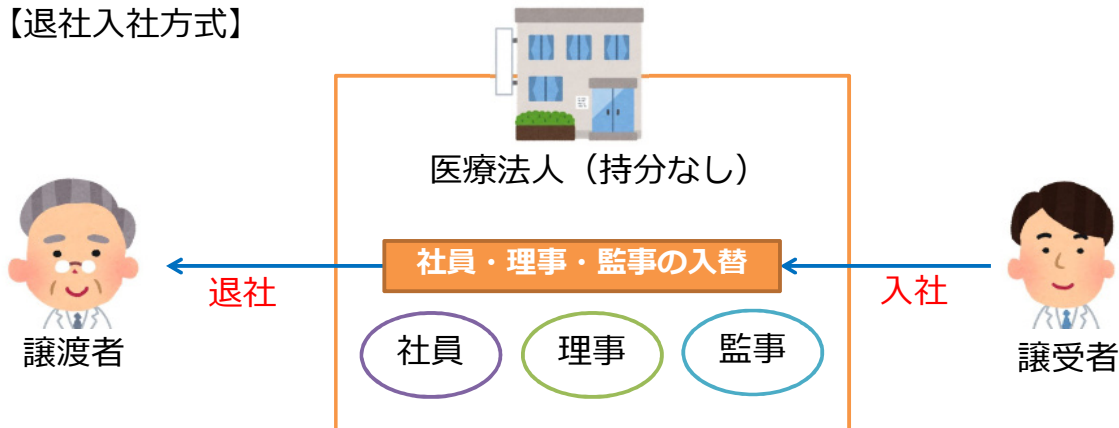
譲受者

◎持分なし医療法人の承継方法には、退社入社方式、事業譲渡、合併、分割等がありますが、一般的には、**退社入社方式が採用**されています。

◎退社入社方式は、医療法人をそのまま存続させ、社員・理事・監事の入替えという必要最低限の手続きで承継が完了します。

◎出資持分がないという特性上、承継対価の支払い方法に検討が必要です。一般的には、退社する譲渡者個人に対して支払う**役員退職金等が実質的な承継対価**となります。

【退社入社方式】



42

持分なし医療法人の承継対価

譲渡者

◎持分なし医療法人は、出資持分の概念がないため、譲渡者は、出資持分譲渡のように譲渡対価を直接受け取ることができません。

【実質的な承継対価の受取方法】

役員退職金の支給

最も一般的な方法。
他の方法と組み合わせて
承継対価とすることも



①個人所有不動産の売却・賃貸

…クリニック等の土地、建物を譲渡者個人が所有している場合には、その不動産を医療法人、譲受者等に売却することで、実質的な承継対価を得る方法です。

その他、承継後も譲渡者個人が不動産を医療法人に貸し続け、その賃貸料を継続して受け取る方法もあります。

②MS（メディカルサービス）法人株式の売却

…MS法人がある場合には、医療法人の承継に合わせてMS法人株式を譲受者に売却することで、実質的な承継対価を得る方法です。

③基金の返還・譲渡

…医療法人設立時に、譲渡者個人が基金を医療法人に拠出している場合には、承継の際に、その基金を譲渡者個人に返還することで実質的な対価を得る方法です。

ただし、基金の返還には一定の制約があり、承継のタイミングで返還できないことがあります。その際には、基金を譲渡する方法もあります。

43

基金拠出型 医療法人に おける基金

- ・基金は、医療法人に拠出された財産のこと
- ・医療法人が基金拠出者に返還義務を負う
- ・基金には利息を付することができないため、返還できる金額は拠出された金額が上限
- ・拠出した金額をそのまま返還するため、医療法人および基金拠出者のいずれにも返還による課税はなし

【基金返還の制約】

①基金返還の意思決定は定時社員総会にのみ認められています（**時期の制約**）。
⇒定時社員総会を開催する時期と承継対価を支払いたい時期が必ずしも一致しない可能性あり



基金拠出型医療法人の承継時の基金の取扱い

【基金返還の制約】

②貸借対照表上の純資産額が基金の総額を超えていないと基金を返還できません。
返還できる金額も、純資産額が基金総額を超える部分のみに限られています（**金額の制約**）。

資 産	負 債	資 産	負 債	資 産	負 債
	基金総額 2,000万円		基金総額 2,000万円		基金総額 2,000万円
	利益剰余金 △1,000万円		利益剰余金 1,000万円		利益剰余金 2,000万円
	純資産 1,000万円		純資産 3,000万円		純資産 4,000万円
純資産額 < 基金総額		純資産額3,000万円 > 基金総額2,000万円		純資産額4,000万円 > 基金総額2,000万円	
∴基金の返還不可		∴基金1,000万円のみ返還可		∴基金2,000万円全額返還可	

☆少なくとも基金総額の倍以上の純資産が蓄積されていないと、基金全額の返還を受けることができません。
☆対処法として、譲渡者が持つ基金を譲受者に買い取ってもらうことで任意の時期に額面金額を回収することが可能です。

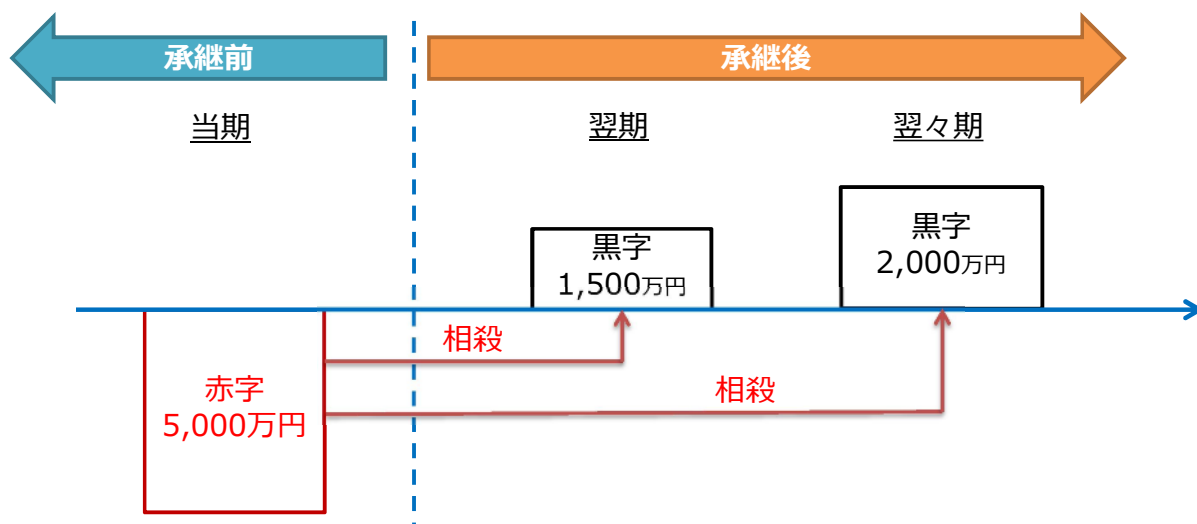
承継対価が役員退職金の場合の譲受者のメリット

譲受者

Q.このたび、持分なし医療法人の診療所を承継することになりました。譲渡者である理事長に対して、役員退職金8,000万円の支払いが決定していますが、役員退職金を支払うと5,000万円赤字になるそうです。このような医療法人を承継して開業することのメリットはありますか？

A.役員退職金として相当と認められる金額は、**法人税の計算上損金に算入**できます。

⇒なお、役員退職金を支給することで、**赤字**となった場合、**翌期以降10年間繰り越す**ことができます（**繰越欠損金**）。そのため、その10年の間に黒字になった場合には、その黒字と繰り越された赤字を相殺することができ、**法人税等を減らす効果**があります。



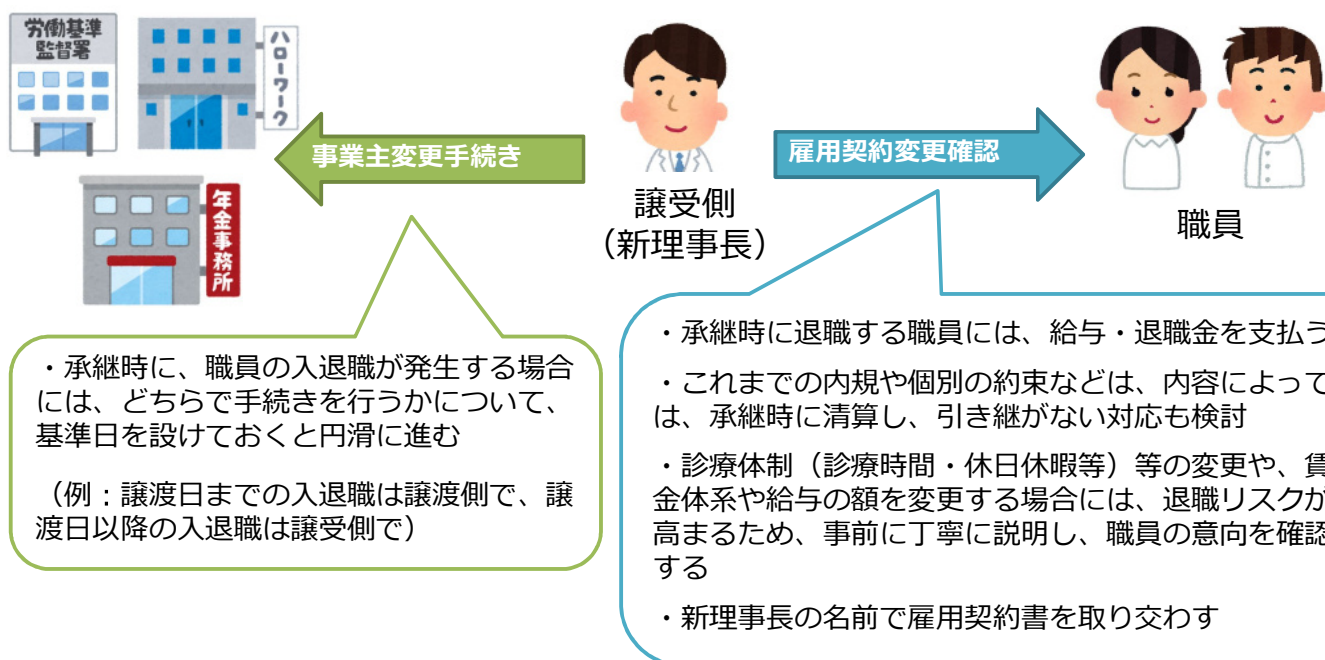
46

承継時の雇用関係及び行政手続（医療法人）

譲渡者

譲受者

- ◎医療法人の承継時には、原則として**雇用契約は引き継がれます**。
- ◎承継後の勤務体制により、労働条件を取り決め、雇用契約書を交わします。
- ◎労災保険・雇用保険、社会保険は、「**事業主変更の手続き**」を行います。



47

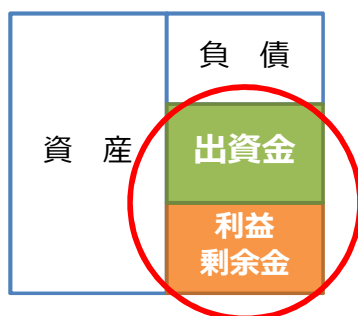
4. 持分あり医療法人の 親族内承継は対策が必要

48

持分あり医療法人の出資持分の移転

譲渡者

譲受者

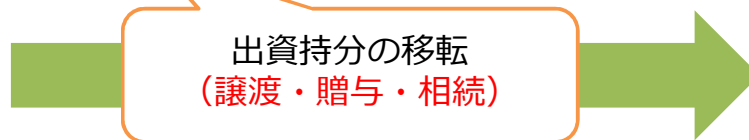


◎出資持分は個人財産であるため、出資持分を移転する際に、税金を考慮する必要がある

◎相続の場合には、相続財産となるため、出資持分の評価が高い場合には、相続税の負担が重かったり、生前に遺言書の作成をするなど、親族間の調整を行う必要がある（遺留分）



譲渡者（理事長：親）



譲受者（後継者：子）

承継方法	課税対象者	課税方式
譲渡	親	所得税等、住民税
贈与	子	贈与税
相続	子	相続税

49

- ◎後継者に対して計画的に出資持分を贈与する
(毎年コツコツ贈与、又は相続時精算課税制度の活用)
- ◎計画的に出資持分の評価の引き下げ対策を講じる

【出資持分の評価引き下げの例】

- 役員報酬の適正な範囲での増額
- 生前の役員退職金
- 税務上損金となる修繕工事の実施
- 含み損のある不動産等の売却
- 損金算入できる生命保険の活用 など



50

令和6年以後の贈与税と相続税の関係



51

贈与税の課税方式の比較

譲渡者

譲受者

◎ 贈与税の課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがある

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者・受贈者	親族間のほか、第三者からの贈与を含む	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人及び孫への贈与
選択	不要	必要（贈与者ごと、受贈者ごとに選択） →一度選択すれば、相続時まで継続適用
課税時期	贈与时（その時点の時価で課税）	同左
控除	基礎控除（毎年）：110万円	・基礎控除（毎年）：110万円 ・特別控除：2,500万円（限度額まで複数回使用可）
税率	10%～55%の8段階	2,500万円を超えた部分に一律20%
相続時	相続前7年以内に受けた贈与財産を相続財産に加算（相続前3年超7年以内に受けた贈与については、総額100万円まで加算しない）	贈与財産を贈与时の時価（基礎控除額110万円を除く）で相続財産に加算。 相続税額を超えて納付した贈与税は還付。

☆ 税制改正により、相続開始前7年以内の贈与は相続時精算課税が有利となりました。出資持分の評価の状況、贈与者の年齢や健康状態等を考慮して、どちらの課税方式で贈与するのかを検討していきましょう。

52

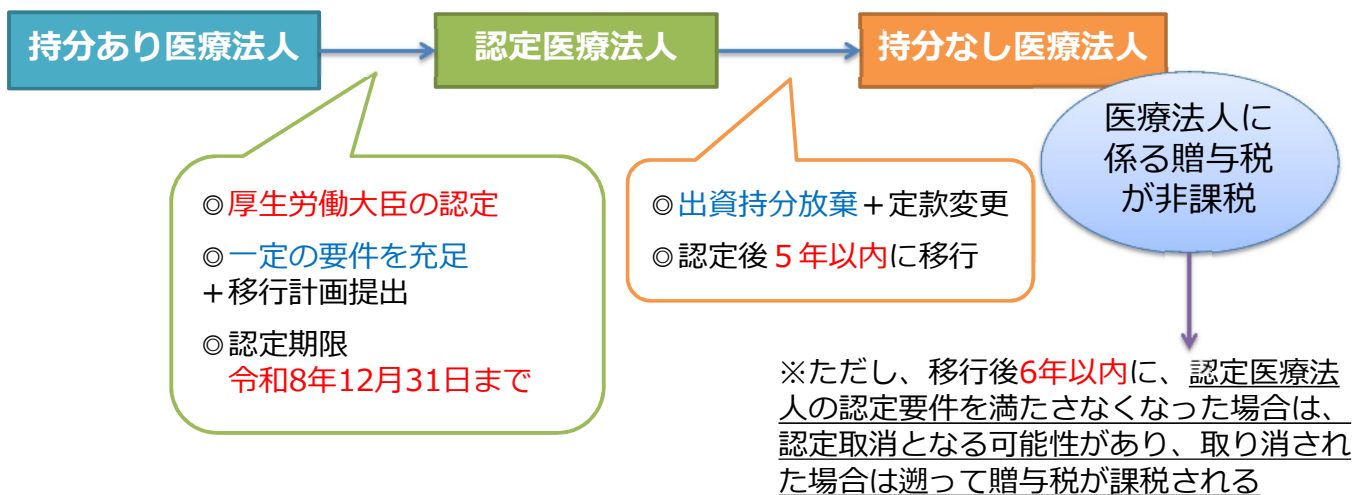
認定医療法人制度を利用して持分なし医療法人へ移行

譲渡者

◎ 持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行の際、原則として医療法人を個人とみなして贈与税が課税されます。

◎ 一定の要件を充足した認定医療法人が持分なし医療法人へ移行した場合には、贈与税が非課税となります。

◎ 出資持分の評価が高い場合においては、認定医療法人制度を活用して、持分なし医療法人に移行することも選択肢の一つです。



53

認定医療法人への移行計画認定の要件

譲渡者

認定要件	①社員総会の議決があること	
	②移行計画が有効かつ適正であること	
	③移行計画期間が5年以内であること	
	④法人の運営が適正であること	
運営に関する要件	運営方法	①法人関係者に対し、 特別の利益 を与えないこと
		②役員に対する報酬等が不当に高額にならないよう 支給基準 を定めていること
		③株式会社等に対し、 特別の利益 を与えないこと
		④遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと【決算数値】
		⑤法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと
	事業状況	⑥社会保険診療等（介護、助産、予防接種等を含む）に係る収入金額が全収入金額の 80%を超える こと【決算数値】
		⑦自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
		⑧医業収入が医業費用の 150%以内 であること【決算数値】

贈与税
非課税の
ための
8要件

出典：厚生労働省医政局医療経営支援課「持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度（認定医療法人制度）の概要」より作成

54

認定医療法人の認定要件の留意点

譲渡者

認定要件①：法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
認定要件③：株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと

◎役員等に社宅を貸与している場合には「合理的な理由（※）」がないと、特別の利益供与となる。

- ※・福利厚生規程に基づき、他の職員と同じ基準で貸与している場合
- ・救急対応や建物管理等の業務上の必要性から貸与している場合（規程等がある場合や相応の賃料を受領している場合に限る）

◎社用車の利用については、利用状況が「法人の業務として合理的」であることが必要となる。合理的な理由がなく、自宅からの通勤等の私的な利用が恒常的に行われている場合には、特別の利益供与となる。

役員の社用車利用は、利用日、利用時間、行先、目的及び移動距離等を記録した運行記録を作成する等、法人の業務のための利用であることが合理的に説明できることが必要である。

◎福利厚生施設や会員権の利用は、利用規程等を定め、規程等に特定の者だけでなく、広く職員が利用可能となっていなければ特別の利益供与となる。

55

認定医療法人の認定要件の留意点

譲渡者

認定要件①：法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
認定要件③：株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと

◎理事長所有の不動産を病院敷地として医療法人が賃借する場合など、**法人関係者から資産を借り受ける**場合は、支払う賃料が適正な価額であることが必要であり、不当に高額な賃料を支払っていると認められる場合は、特別の利益供与となる。近隣類似物件の価額・賃借料、路線価、過去の取引実績を元に、**賃料についての客観的な説明資料を準備**しておくことが重要。

◎**医療法人の役員**は、原則として当該医療機関の開設・経営上の利害関係にある営利法人（いわゆる「**MS法人**」）の**役職員を兼務しない**こととされているため、兼務している場合は、医療法人の運営上問題がある。通知（※）で特に認められる場合を除き、**原則兼務を解消**することが求められる。

※「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」平成5年2月3日付け厚生省健康政策局総務課長・指導課長通知

◎**MS法人との取引**は、取引の相手方の選定理由や、取引価額の決定方法について認定申請時に説明が求められる。取引の適正性を担保する観点から、なるべく入札や同業他社との見積もりにより比較を実施すること。

56

認定医療法人の認定要件の留意点

譲渡者

認定要件②：役員に対する報酬等が不当に高額にならないよう支給基準を定めていること

◎役員報酬規程
◎役員退職金規程



作成して整備することが必要
（申請日における状況で判断）

常勤役員1人につき、**役員報酬の上限は、概ね年間3,600万円**

※ただし、医療法人の役員としての一般的な業務に加え、さらに報酬を支給することが妥当と考えられるような勤務実態があれば、3,600万円を超えて支給することが認められる場合あり

例）医師である理事が、**日常の通常業務に加え、さらに夜間当直や休日当直などを恒常的に行っている場合等**。このような場合には、役員報酬の支給額について理由を説明する書類が必要となる

- ・医師としての勤務実績（当直、オンコール対応、手術件数等）
- ・これまでの法人への貢献度や地域での活動
- ・医療法人の役職員全体の平均給与 等

57

認定医療法人の認定要件の留意点

譲渡者

認定要件④：遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと

現金、預金、保険積立金、貸付金、有価証券などの合計額

$$\times \text{自己資本比率} = \text{遊休財産額}$$

※預金は減価償却引当特定預金、特定事業準備資金を除く

遊休財産額 ≤ 本来業務の事業費用の額

※申請日における直前期の決算で判断

要件を満たしていない場合には、何らかの対策が必要となる
また、移行後も6年間、要件を満たし続ける必要がある

58

認定医療法人の認定要件の留意点

譲渡者

認定要件⑥：社会保険診療等（介護、助産、予防接種等を含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること

「社会保険診療等」に含まれる収入

- ・社会保険診療
- ・労災
- ・健康診査（健康増進事業に係るもの）
- ・予防接種（厚生労働大臣が定めるもの）
- ・助産（分娩あたり50万円を限度）
- ・介護保険
- ・障害福祉サービス

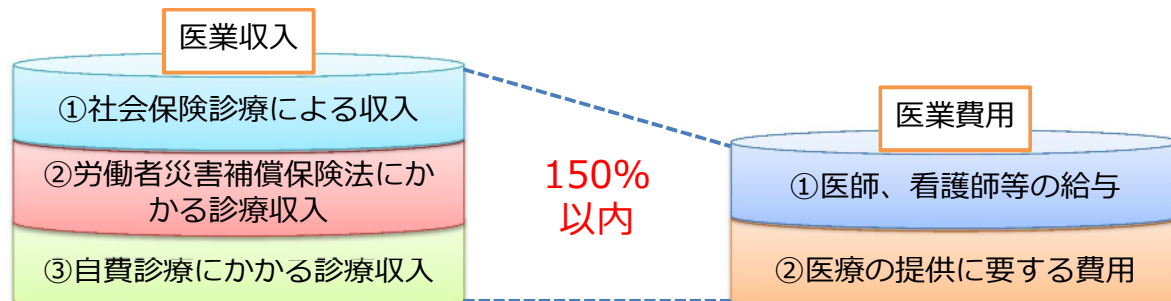
> 収入 × 80%

本来業務事業収入
及び
附帯業務事業収入

※申請日における直前期の決算で判断
また、移行後も6年間、要件を満たし続ける必要がある

59

認定要件⑧：医業収入が医業費用の150%以内であること



$$\text{医業収入（本来業務事業収益）} \leq \text{医業費用（本来業務事業費用）} \times 150\%$$

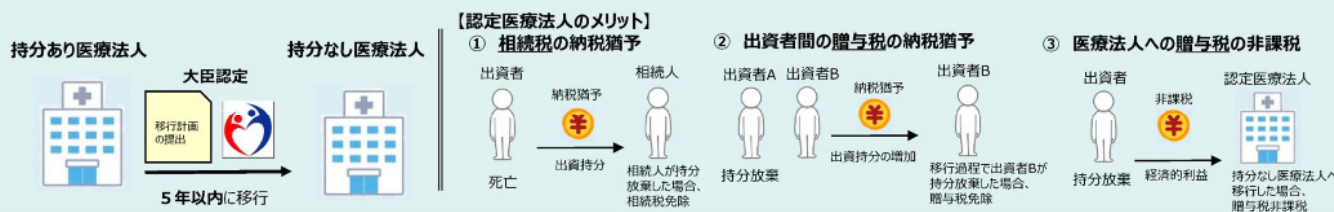
※申請日における直前期の決算で判断
また、移行後も6年間、要件を満たし続ける必要がある

60

～参考～ 認定医療法人制度の延長（案）

1 現状

- 医療法人の「非営利性」の徹底を主眼とした**平成18年の医療法改正**により、平成19年度以降は「**持分あり医療法人**」の**新規設立はできないこととなった**。
（注）医療法人の非営利性の徹底及び地域医療の安定性の確保を図るため、医療法人の残余財産の帰属すべき者から個人（出資者）を除外し、国等に限定した。
- 平成26年の医療法改正**により「**認定医療法人制度**」が創設（平成26年10月1日施行）され、「持分あり医療法人」が「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当である場合は、厚生労働大臣の認定を受けるとともに、**税制上の優遇を受けることができることとなった**。（注）出資者の相続人への相続税及び出資者間の贈与税の非課税措置の優遇措置を導入（下図①②）
- 平成29年10月からは、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置（下図③）も導入されたこと等により、**認定医療法人制度の活用件数は増加してきており、持分なし医療法人への移行には欠かせない制度となっている**。
（注）平成27年度から平成29年度に「持分あり」から「持分なし」へ移行した315法人のうち47法人（15%）が、平成30年度から令和5年度に「持分あり」から「持分なし」へ移行した1,184法人のうち887法人（75%）が認定医療法人制度を活用
- 「持分なし」への移行は着実に進んでいるものの、**現状でも多くの「持分あり医療法人」が存在することから、さらに移行を促進する必要がある**。（注）医療法人数 平成18年度末 約4.4万法人 うち、持分あり医療法人：約4.3万法人（98%）、持分なし医療法人：約0.1万法人（2%）
令和5年度末 約5.9万法人 うち、持分あり医療法人：約3.6万法人（62%）、持分なし医療法人：約2.3万法人（38%）



2 改正内容

- 認定医療法人制度**は令和8年12月31日までの措置であるところ、当該制度を**更に3年延長**する。

※税制の優遇措置の延長については、令和8年度税制改正要望事項とする予定。

出典：「認定医療法人制度の延長等について」令和6年11月28日厚生労働省 医政局

本日のまとめ

◎診療所の第三者への承継は、組織や形態、前提条件などによって、選択するスキームが変わってきます。

個人事業か医療法人か、医療法人においても出資持分の有無、出資持分がない場合でも基金制度を採用しているかなど、まずは、自院がどのパターンに該当するのかを認識し、検討していく必要があります。

◎第三者承継の成否のカギは、お互いを尊重する気持ちの部分が大きいと感じています。医業承継の実務を進めていく中で様々なことがあります、粘り強くお互いが歩み寄ることができるかが正式な契約に至る上で大切だと思います。

◎持分あり医療法人の親族内承継の場合は、どのように出資持分の移転をしていくかを検討する必要があります。相続税対策として、出資持分を生前贈与することや、認定医療法人制度を利用して持分なし医療法人へ移行することも選択肢の一つです。

◎山口県の「医業承継支援事業」として、山口県医師会が「初期相談の専門家派遣事業」を実施しており、医業経営コンサルタント協会山口県支部の専門家・税理士による無料相談を行っています。ご希望の方はぜひ山口県医師会にお申し込みください。

62

ご清聴ありがとうございました

【参考・引用文献】

「診療所のための医業承継（第三者承継）のてびき」日本医師会
「クリニックの第三者承継実務～売り手・買い手の承継手順と法務・税務」一般社団法人医業承継士協会
「第三者承継の税務」税理士法人アミック&パートナーズ 谷中田悟
「持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度（認定医療法人制度）の概要」厚生労働省医政局医療経営支援課
「医業承継の教科書」日本医事新報社
「医業承継セミナー～承継の実務・生じる問題点～」村田彰
「医業承継実態調査」2020年日本医師会総合政策研究機構
「医業承継」ダイヤモンド社 余語光、中村慎吾

ご質問がありましたら、お気軽にご相談ください！

木下税理士事務所
木下社会保険労務士事務所
木下行政書士事務所



〒755-0013 山口県宇部市明治町1丁目8-11
TEL : 0836-31-3336 FAX : 0836-31-3357
E-MAIL: k3357@orange.ocn.ne.jp
[URL: http://www.kinonet.jp](http://www.kinonet.jp)

63